

五五会（甲府一高昭和 55 年卒同窓会）会則

平成 22 年 10 月 6 日

改正 平成 24 年 9 月 8 日

（名称）

第 1 条 本会は、「五五会」（甲府一高昭和 55 年卒同窓会）と称する。

（会の目的）

第 2 条 本会は、山梨県立甲府第一高等学校を昭和 55 年（1980 年）に卒業した同窓生相互の親睦と交流を図るとともに、甲府一高の発展に寄与することを目的とする。

（会の所在地）

第 3 条 本会は事務局を山梨県甲府市朝日 3 丁目 7 番 3 号に置く。

（事業）

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 母校及び同窓会本体への支援協力
- 二 親睦交流会の開催
- 三 その他必要な諸事業

（会員）

第 5 条 本会の会員は、昭和 55 年（1980 年）に山梨県立甲府第一高等学校を卒業した者をもって会員とする。

（役員）

第 6 条 本会には、次に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1 名
 - 二 事務局長 1 名
 - 三 会計 2 名
 - 四 監事 2 名以内
 - 五 そのほか必要と認められた場合その役員 各役員 2 名以内
- 2 役員は総会において選出する。
 - 3 役員の数数は 10 名以内とする。

（会長職）

第 7 条 前条の会長は本会を代表し、かつ、在任期間中は甲府一高同窓会の昭和 55 年卒業生常任理事の職を兼ね、甲府一高同窓会と五五会相互の意思疎通の任に就くものとする。

（役員会）

第 8 条 第 6 条に規定する役員は役員会を組織し業務の遂行を行う。

（役員任期）

第 9 条 役員は任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、継続して職務を執り行うものとする。

(事務局員)

第10条 本会には事務局員を置くことができる。

2 事務局員は事務局長が選任し、庶務に従事するものとする。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日まで(ただし、この会設立の年は設立の日から3月31日まで)とする。

(総会)

第13条 この会の総会は定時総会、及び臨時総会とし会長がこれを招集し開催する。

2 総会では、役員選出、会計報告、予算および決算の承認、事業計画、解散その他会長が必要と認めた事項について決議する。

3 定時総会は毎年6月末日までに開催する。

4 総会決議以外の議案については役員会の決定で替えることができる。但し、その事項は後日総会で承認するものとする。

(総会決議)

第14条 総会の議事は、出席議決権者(委任状を含む)の過半数をもってこれを決する。

(規則等)

第15条 本会則に規定のない事項については、役員会で協議するものとする。

附 則

1 この会則は、平成22年10月7日から施行する。

2 平成24年9月8日改正のこの会則は、平成24年9月9日から施行する。

■五五会役員(任期平成30年3月31日まで)

会 長 : 松本太郎(4組)

事務局長 : 平賀正一(1組)

第59回甲府中学・甲府一高東京同窓会実行委員会専任 (2016/10/22 追加選出)

: 穴水芳光(6組)・中山実(2組)

会 計 : 赤池浩一(4組)

会 計 : 松野哲治(4組)

監 事 : 荒居敏也(6組)

監 事 : 山村和之(8組)

■五五会事務局(平成26年3月31日まで)

山梨県甲府市朝日3丁目7番3号 朝日三郵便局3F

電話055-251-6439

FAX055-251-7993

URL : kf1st_s55.web.fc2.com Email : kf1st_s55@yahoo.co.jp